

公衆浴場における混浴制限年齢の引下げに対する
パブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和5年11月22日（水）から12月21日（木）までの30日間

2 閲覧方法

- (1) 窓口（食品・生活衛生課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）
- (2) 市ホームページ

3 実施結果

(1) 件数

18件（15人）

(2) 提出方法

- ア 窓口提出 2件（1人）
- イ ファクシミリ 11件（9人）
- ウ 電子メール 5件（5人）

(3) 意見等に対する対応

区分	件数
ア 趣旨同一の意見	12件
イ 参考とする意見	4件
ウ その他	2件
計	18件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方
1	改正案に合理的な理由があると思えず、乳幼児を含む幼少期の子供に、同性の介護者が付き添える環境が整わない場合に配慮が必要で、現行制度上で自律的な個別活動も可能な規定と史料する。	【イ 参考とする意見】 国は「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究報告等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」を令和2年12月に改正し、男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げました。 上記の研究報告では、子どもの発育発

2	シングルマザーのお母さんが男の子を1人で男性浴室に入浴させるのは心配との声もある。	<p>達の状況が従前に比べ変化していること、成人・子ども・公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢の調査等から、混浴制限年齢を引き下げることにより、公衆浴場におけるトラブルを防止し、子どもたちの性的な被害の防止や子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、健やかな発育発達にも寄与できるとしています。</p> <p>このことから、本市としても、公衆浴場における衛生及び風紀の維持を図る観点から「7歳以上」と規定することが適当であると考えています。</p> <p>なお、市民が混浴制限年齢の引下げについて理解いただけるよう、十分な周知期間を設けたいと考えています。</p>
3	幼児の時から祖母と入浴している男子には10歳が定着しており、改正には戸惑いも予想される。	
4	公衆浴場の施設側としては、7歳は公衆浴場に1人で入るにはちょっと心配です。	
5	「女性浴室で大きな男の子が入浴しておりチラチラ見られる。」「異性の同級生が入浴しており恥ずかしい思いをした。」などのクレームの電話があった。	
6	女子児童の母親から女風呂に男の子が入っているのは嫌だとの意見がある。	<p>【ア 趣旨同一の意見】</p> <p>本市としては、国の改正趣旨や他の自治体の動向も踏まえ、混浴制限年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げることが適当であると考えています。</p>
7	時代の流れで仕方がないと思うしかない。	
8～16	賛成と記載のあるもの 7件 妥当と記載のあるもの 1件 異議なしと記載のあるもの 1件	
17	特になしと記載のあるもの	
18	2件	
		【ウ その他】